



各 位

2010年3月2日

件名：上海万博開催期間中の上海港での危険品取扱について

2010年4月15日より11月15日までの間、上海港湾埠頭（洋山港区を除く）において、危険品貨物の積み・揚げ・他港への接続貨物の港内荷役が規制されます。

「2010年上海万博開催期間中の上海港危険品安全管理強化に関する通知」が、昨年末に上海市交通輸送及び港湾管理局より発布されました。現在までのところ、発表された添付資料内容以外の情報は入ってきておりません。

2010年4月15日より万博開催期間中の11月15日までの間、上海港湾埠頭（洋山港区を除く）において、爆発物、有機過酸化物、劇毒物、放射性物質及び過酸化水素（オキシドール）、アセトン、硫酸、硝酸、塩酸危険貨物の港湾作業が禁止されます。

規制される危険品について、当局からは規制対象となる具体的なUN No.等は発表されておりません。その為、船会社によってブッキング可能な危険品クラスやUN No.が異なってくる可能性もございます。（上記の禁止品目や案内については今現在の上海市交通輸送及び港湾管理局からの通達に沿うものであり、今後変更ある場合は都度ご案内いたします。）

期間中に上海への上記危険品の出荷予定のある荷主様におかれましては、事前に弊社担当者にご相談頂きますようお願い申し上げます。（上海経由での他港への接続貨物も含まれます。）

輸出予定の貨物について、船社にブッキング可能か確認し、又は寧波港や新港港へ回避輸送するなどの検討も含めて、お客様のご要望にお応えできるようご対応してまいります。

尚、日本と洋山港を結ぶ海上輸送ルートは現状存在しておりません。また船社のルート新設の情報も今のところはありません。新たな情報が入り次第、随時ご案内するように致します。

ご質問等ございましたらご遠慮なく弊社担当者までお問い合わせ下さい。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>

2010年万博開催期間中の上海港湾危険貨物安全監督管理を強化することについての通知
上海市交通運輸と港湾管理局
滬交港[2009]691号

各関係者:

上海市人民政府の万博開催期間中の安全保障作業強化に関する要求に基づき、2010年上海万博開催期間中の上海港危険貨物作業安全を保障するため、ここに関連事項を以下のように通知する。

一、2010年4月15日から2010年11月15日まで、万博開催期間中の万博保安等級が一、二級のとき、外港黄浦江の川中、川上地区(楊浦大橋から閔行発電所まで)の埠頭では各種の危険貨物の港湾作業を禁止する。

二、2010年4月30日から2010年10月31日まで、洋山港区を除く上海港湾埠頭において、爆発物、有機過酸化物、劇毒物、放射性物質及び過酸化水素(オキシドール)、アセトン、硫酸、硝酸、塩酸危険貨物の港湾作業を禁止する。国際的な重点工事、大型企業の生産建設及び国の経済と人々の生活に関係して港湾作業を特別に必要とする場合、上海市交通運輸と港湾管理局の許可を受けなければならない。

外高橋港区において花火と爆竹を輸出するための港湾作業を必要とした場合、「船ごとに許可する」制度を実施する。

三、2010年3月20日から2010年10月31日まで、上海市交通運輸と港湾管理局は、危険貨物港湾作業資格認定の申請受理を一時中断する。

四、2010年4月30日から2010年10月31日まで、危険貨物港湾作業について1週間ごとの報告制度を実施し、港湾作業を行う業者は、危険貨物の毎週作業状況を如実に「危険貨物港湾作業報告表」(添付参照)に記入し、所轄区の港湾行政管理部門に報告する。万博開催期間中の万博保安等級が一、二級に引き上げたとき、危険貨物港湾作業について毎日の報告制度を実施し、港湾作業を行う業者は、危険貨物の毎日作業状況を如実に「危険貨物港湾作業報告表」(添付参照)に記入し、所轄区の港湾行政管理部門に報告する。

五、港湾作業を行う各業者は、万博開催期間中の危険貨物安全作業の重要意義を十分に理解し、各安全管理制度を一層整備し、職場責任を明確にし、安全措置の徹底化を確保しなければならない。

各級港湾行政管理部門は、引火性、爆発性の危険貨物港湾作業に対する現場監督管理を強化し、危険貨物港湾作業の報告をせず、報告漏れ、虚偽の報告、報告隠蔽及び危険貨物を普通貨物に潜めて持ち込むような行為を厳格に取り締まり、危険貨物港湾作業の安全を確保しなければならない。

添付:危険貨物港湾作業報告表

二〇〇九年十二月二十三日

添付

危険貨物港湾作業報告表

港湾作業業者:

2010年 月 日～2010年 月 日

期 日	作業種類	危険物分類	作業量(TEU/トン)	作業場所	備考

注:

- 1、コンテナ作業量は TEU で計算し他の作業量はトンで計算する。
- 2、作業場所とは、具体的な作業バースを指す。
- 3、本表は 2010 年 4 月 26 日から記入する。

記入者:

記入期日: